

一般社団法人 宮津青年会議所

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人宮津青年会議所（Miyazu Junior Chamber Incorporated）（以下「会議所」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 この会議所は主たる事務所を京都府宮津市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この会議所は、地域社会及び地域経済並びに国家の発展を図り、会員の連携と指導力の強化に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

2. この会議所は特定の個人または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

(事業)

第 4 条 この会議所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 政治、経済、社会、教育、文化等に関する調査分析を行い、明るい豊かな社会を築くための計画の立案と実現を推進する事業

- (2) 国や地域を牽引する人材を育成する事業
- (3) 未来を担う子どもたちの心身を成長させ、郷土を愛する心、道徳心を育む事業
- (4) 住民・行政に対し、問題点を調査・研究・提議し、諸問題を考え、解決していくことにより、更なる地域発展に寄与する事業
- (5) 国際的に通用する人材を育成し、国際的に展開する事業を通し、国の在り方と国際貢献を学び、国際的な発展に寄与する事業
- (6) 環境問題を調査研究し、地域住民に対し啓蒙・実践を行う事業
- (7) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内・国外の青年会議所、その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (8) その他この会議所の目的達成に必要な事業

第 3 章 会員

(会員の構成員)

第 5 条 この会議所の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団法人・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

宮津市・与謝郡及びその近郊に住所又は勤務先を有する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で、所定の手続を経て、理事会において入会を承認されたもの。ただし、第 38 条に規定する事業年度中に 40 歳に達した場合にあっては当該事業年度中は正会員としての資格を有する

(2) 特別会員

制限年令に達した正会員のうち、理事会の承認を得たもの

(3) 賛助会員

会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において入会を承認されたもの

(会員の資格の取得)

第 6 条 この会議所の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この会議所の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の総正会員の 4 分の 3 以上の議決によって当該会員を除名することができる。

この場合には、その総会の会日の 10 日前までにその会員に対し、その旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この会議所の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 会費を 6 箇月以上納入しないとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 破産手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判
- (4) 除名

(抛出金品等の不返還)

第 11 条 資格を喪失した会員は、すでに納入した会費その他の抛出金品及びこの会議所の資産に対して、いかなる請求もすることができない。

第 4 章 総会

(種類)

第 12 条 この会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

2. 前項の総会をもって一般社団法人・財団法人法上の社員総会とし、毎年 1 月に開催される通常総会をもって一般社団法人・財団法人法上の定時社員総会とする。

(構成)

第 13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事長の選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 通常総会は、毎年 1 月に 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が開催の必要を議決したとき
- (2) 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を示した書面で、開催の請求があったとき

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 理事長は前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、遅滞なく請求があった日

から 30 日以内の日を開催日とする臨時総会を招集する通知を発しなくてはならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、理事長又は正会員のうち、理事長が指名したものがこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は書面をもって他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項

- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (7) その他法令で定められた事項
2. 議事録には、理事長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 役員及び直前理事長・顧問

(役員の設置)

第 21 条 この会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 副理事長 1 名以上
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 理事 5 名以上

(理事長、副理事長、専務理事を含む。以下同じ)

- (5) 監事 2 名以上
2. 前項の理事の中から理事長を選出する。
3. 理事のうち 1 名を理事長、1 名以上を副理事長、1 名を専務理事とする。
4. 前項の理事長をもって一般社団法人・財団法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
5. 理事はこの会議所の正会員でなければならない。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この会議所を代表し、その業務を執行し、専務理事は理事長を補佐し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この会議所の業務を分担執行する。

3. 理事長及び副理事長は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、次に掲げる職務を行わなければならない。

- (1) 理事の職務執行を監査すること
- (2) 理事及び使用人に対して業務の報告を求め、またはこの会議所の業務及び財産の状況を調査すること
- (3) この会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき、遅滞なくその旨を理事会に報告すること
- (5) 理事会に出席し、必要があると認めるとき、意見を述べること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他の電磁的記録その他の資料を調査すること
- (7) 前号の場合において、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるとき、その調査の結果を総会に報告すること

(理事の任期)

第 25 条 理事の任期は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、その年の 12 月 31 日に任期が満了する。

2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

第 26 条 監事の任期は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、選任された翌々年の 12 月 31 日に任期が満了する。

2. 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(直前理事長・顧問)

第 28 条 この会議所に直前理事長を 1 名置き、顧問を若干名置くことができる。

2. 直前理事長は前年度の理事長が就任するものとする。
3. 直前理事長は、理事長経験を活かし、業務について必要な助言をする。
4. 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
5. 顧問は、この会議所の運営に関する事項について、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

(報酬等)

第 29 条 役員、直前理事長及び顧問は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この会議所に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。
3. 直前理事長は理事会の求めに応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。
4. 顧問は、理事会の求めに応じ、理事長の諮問に対し意見を述べることができる。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この会議所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 総会から委任された事項
- (5) 諸規定の制定

(招集)

第 32 条 理事会は、毎月 1 回以上理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事が必要と認めたときは、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会の招集を請求することができる。この場合において理事長は、請求があつた日から 5 日以内に、その日から 14 日以内を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

ただし、理事長が出席しなかった場合においては、出席した理事と監事が記名押印する。

第 7 章 例会及び委員会

(例会)

第 35 条 この会議所は、毎月 1 回以上例会を開く。

2. 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第 36 条 この会議所に、その目的達成に必要な重要事項を調査、研究、審議し、実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成)

第 37 条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

2. 委員長は理事のうちから理事長が、委員は正会員のうちから委員長がそれぞれ任命しいずれも理事会の承認を得なければならない。
3. 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、監事及び顧問を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 この会議所の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この会議所の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号及び第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 4 号及び第 5

号の書類については承認を受けなければならない。

3. 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4. 第 1 項第 3 号の書類については、一般の閲覧に供するものとする。

(資産)

第 41 条 この会議所の経費は資産をもって支弁する。

(長期借入金)

第 42 条 この会議所が資金の借入れをしようとするときは、短期借入金を除き、総会において総正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

第9章 管 理

(事務局)

第43条 この会議所の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には所要の職員を置くことができる。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(提出)

第 45 条 理事長は、事業年度終了後、3 箇月以内に第 40 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の書類を公益社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

第 10 章 情報の開示及び個人情報の保護

(情報の開示)

第 46 条 この会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示するものとする。

2. 情報開示に関する必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

第 47 条 この会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める。

(公告)

第 48 条 この会議所の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 50 条 この会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第 51 条 この会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. この会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この会議所の最初の理事長は山添宏明とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。